

学校法人東邦大学寄附行為

施行 昭和45年7月16日

最新改正 令和7年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東邦大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都大田区大森西五丁目21番16号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校その他教育および研究の施設を設置して、教育および学術の研究を為すことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 東邦大学

大学院 医学研究科・薬学研究科・理学研究科・看護学研究科

医学部 医学科

薬学部 薬学科

理学部 化学科・生物学科・物理学科・生物分子科学科・情報科学科・生命圏環境科学科

看護学部 看護学科

健康科学部 看護学科

二 東邦大学附属東邦高等学校 全日制課程 普通科

三 東邦大学附属東邦中学校

四 駒場東邦高等学校 全日制課程 普通科

五 駒場東邦中学校

第3章 機関の設置

(役員、評議員および会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 20名以上21名以内

二 監事 3名

- 2 この法人に、評議員 43 名を置く。
- 3 この法人に、会計監査人 1 名を置く。

(理事選任機関)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理事会および理事

第 1 節 理事の選任および解任等

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長および校長のうちから評議員会において選任した者 3 名
 - 二 学部長（看護学部長と健康科学部長はその互選で定めた者）のうちから評議員会において選任した者 4 名
 - 三 医学部附属病院長のうちから評議員会において選任した者 3 名
 - 四 評議員が推薦した専任教職員のうちから評議員会において選任した者 3 名
 - 五 評議員が推薦した医学部医学科、薬学部、理学部（旧財団法人の設置した学校を含む）、看護学部・健康科学部・旧看護学校、附属東邦高等学校および同中学校、駒場東邦高等学校および中学校を卒業した者のうちから評議員会において選任した者 4 名
 - 六 評議員が推薦した学識経験者のうちから評議員会において選任した者 2 名
 - 七 理事会が推薦した学識経験者のうちから評議員会において選任した者 1 乃至 2 名
- 2 前項第一号から第三号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
 - 3 前 1 項第四号に定める理事は、この法人の教職員を退いたときは理事の職を失うものとする。
 - 4 前 1 項第五号に定める理事は、2 名以上を外部理事とする。
 - 5 理事選任機関は、理事の総数が 20 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
- (理事の資格および構成)

第 8 条 理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第 9 条 理事の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

3 第7条第5項の補欠の理事は、前任の理事がその職を失った場合は、当然に理事となる。

(理事の解任および退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為または法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会および理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、理事以外の議決権のない会議参加者を出席させることができる。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

- 3 理事（理事長を除く。）のうち2名以上3名以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。
- 4 常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- 5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 6 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 7 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常務理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。

（代表権の制限）

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第16条 理事長および常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

（招集）

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事および各監事に対して、会議の日時および場所ならびに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項および第4項ならびに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第19条 理事会の決議は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、

決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 この寄附行為の変更

二 基本財産の処分

三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

四 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第109条第1項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

4 理事は、書面または電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（議事録）

第20条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2名以上および出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）または記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4節 顧問

（顧問）

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が選任する。

3 顧問は、理事長の相談に応ずる。

第5章 監事

第1節 選任および解任等

（監事の選任）

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が3名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第 23 条 監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項および第 6 項ならびに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第 24 条 監事の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任されることができる。

3 第 22 条第 3 項の補欠の監事は、前任の監事とその職を失った場合は、当然に監事となる。

(監事の解任および退任)

第 25 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為または法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(監事の選任若しくは解任または辞任に関する手続)

第 26 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任または辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 27 条 監事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞

任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - 二 この法人の業務および財産の状況ならびに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会および評議員会に提出すること。
 - 三 理事会および評議員会に出席して意見を述べること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産または理事の職務の執行の状況に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときまたは不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣に報告すること。
 - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法令またはこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
- 2 前項第五号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- (常勤監事の選定および解職)

第29条 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事および教職員に対して事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、またはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定

めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会および評議員

第1節 評議員の選任および解任等

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | | |
|----|---|-------|
| 一 | 看護学部長および健康科学部長の互選で定めた者 | 1名 |
| 二 | 医学部教員が互選で定めた者 | 2名 |
| 三 | 薬学部教員が互選で定めた者 | 1名 |
| 四 | 理学部教員が互選で定めた者 | 1名 |
| 五 | 看護学部および健康科学部の教員が互選で定めた者 | 1名 |
| 六 | 付属東邦高等学校および同中学校の教員が互選で定めた者 | 1名 |
| 七 | 駒場東邦高等学校および同中学校の教員が互選で定めた者 | 1名 |
| 八 | この法人およびこの法人の設置する学校の事務および技術の職員が互選で定めた者 | 3名 |
| 九 | 医学部医学科、薬学部、理学部（旧財団法人の設置した学校を含む）を卒業した者のうちから各学部の卒業生の互選で定めた者 | 各学部5名 |
| 十 | 看護学部、健康科学部および旧看護学校を卒業した者のうちから互選で定めた者 | 5名 |
| 十一 | 付属東邦高等学校および同中学校を卒業した者のうちから互選で定めた者 | 3名 |
| 十二 | 駒場東邦高等学校および同中学校を卒業した者のうちから互選で定めた者 | 3名 |
| 十三 | 評議員が推薦した学識経験者（現に教職員（非常勤も含む）である者を除く。）のうちから評議員会において選任した者 | 6名 |
- 2 前項第一号から第八号に定める評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 第1項第九号から第十二号の評議員における現に教職員（非常勤も含む。）である者の選任は3名以内とする。
- 4 評議員を選任するものは、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

5 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

6 法令およびこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任等に関し必要な事項は、寄附行為施行細則において定める。

(評議員の資格)

第 33 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項および第 6 項、第 46 条第 2 項および第 3 項ならびに第 62 条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第 34 条 評議員の任期は、選任後 3 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 第 32 条第 4 項の補欠の評議員は、前任の評議員がその職を失った場合は、当然に評議員となる。

(評議員の解任および退任)

第 35 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議（第 32 条第 1 項第一号の評議員は評議員会の決議）によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

3 評議員は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会および評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 36 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。ただし、評議員会議長が必要と認めるときは、評議員会の承認を得て、評議員以外の議決権のない会議参加者を出席させることができる。

(評議員会の職務等)

第 37 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況に

ついて、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 役員および評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定または変更
- 二 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- 三 寄付金品の募集に関する事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 重要な資産の処分または譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算および事業計画ならびに事業に関する中期計画の作成または変更
- 四 寄附行為の変更
- 五 私立学校法第 109 条第 1 項第一号に定める事由による解散
- 六 合併

（理事の行為の差止めの求め）

第 38 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 31 条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、または当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第 39 条 評議員会は、役員、会計監査人または清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面または電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人または清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第 3 節 評議員会の運営

（開催）

第 40 条 評議員会は、年 4 回開催（定時評議員会として毎年度 6 月の開催を含む。）するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 41 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 20 日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
 - 一 会議の日時および場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

- 第 42 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 4 項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面または電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
 - 3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

- 第 43 条 第 28 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 41 条第 4 項第一号、第二号および第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第 44 条 前 3 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

- 第 45 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。
- 2 副議長は議長に事故があるとき、その職務を代理する。

3 議長・副議長の任期は1年とする。

(決議)

第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面または電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上および出席した監事が署名または記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第48条 理事長、常務理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、常務理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会および評議員会の協議)

第49条 法令またはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、さらに審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任および解任等

(会計監査人の選任)

第50条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 51 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第 52 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任および解任等に関する手続)

第 53 条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任または辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第 54 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第 2 節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第 55 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、または理事および教職員に対し、会計

に関する報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本または抄本の交付の請求
 - 三 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人若しくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算および事業計画等

(会計年度)

第56条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期計画)

第57条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会および評議員会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期計画は、3年ごとに、理事長が編成し、理事会および評議員会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員および評議員の報酬)

第58条 役員および評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第59条 役員（理事・監事）または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述

べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員または会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第60条 理事（理事長、常務理事およびこの法人の教職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、または監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事または監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事または監事と締結することができる。

第10章 資産および会計

(資産)

第61条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第62条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第63条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第64条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第65条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の

不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、医療収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 66 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第 67 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告および決算)

第 68 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 計算書類

四 計算書類の附属明細書

五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号および第五号の書類を定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(財産目録等の備置きおよび閲覧等)

第 69 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 か月以内に役員等名簿（役員および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項および第 75 条第二号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第 1 項各号および前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類ならびにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しまたはこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせまたは交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 70 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 か月以内に登記しなければならない。

第 11 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第71条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散および合併

(解散)

第72条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議および評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号または第二号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第73条 この法人が解散した場合（合併または破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議および評議員会の決議により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第74条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第75条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき、寄附行為の内容
- 二 計算書類および事業報告書ならびにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿ならびに役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき、これらの書類の内容

(公告の方法)

第76条 この法人の公告は、この法人のホームページ、東邦大学広報または設置する学校の掲示場に掲載する方法により行う。

(施行細則)

第 77 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和45年7月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（東邦大学高等看護学校を東邦大学看護専門学校と名称変更に伴う改正）のうえ昭和52年1月26日から施行する。

附 則

この寄附行為（学科の名称記載）は、昭和53年10月14日から施行する。

附 則

この寄附行為（大学院薬学研究科設置に伴う改正）は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為（大学院理学研究科および理学部物理学科設置に伴う改正）は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為（医療短期大学設置に伴う改正）は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為（東邦大学看護専門学校廃止に伴う改正）は、昭和63年12月20日から施行する。

附 則

この寄附行為（理学部生物分子科学科および情報科学科設置に伴う改正）は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為（東邦大学佐倉看護専門学校設置に伴う改正）は、平成3年3月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（評議員定数）のうえ平成6年5月17日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（監事の選任）のうえ平成7年4月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（医学部看護学科の設置および文部大臣の名称変更）のうえ平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（理学部生命圏環境科学科の設置）のうえ平成17年4月1日か

ら施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（医療短期大学廃止に伴う）のうえ文部科学大臣の認可の日（平成17年7月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正〔私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）等の施行に伴う〕のうえ平成18年1月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（薬学部衛生薬学科の廃止に伴う）のうえ平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（看護学部看護学科の設置）のうえ平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（運用上の不備を修正）のうえ文部科学大臣の認可の日（平成23年4月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（看護学部看護学科の設置に伴う）のうえ文部科学大臣の認可の日（平成23年9月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（大学院看護学研究科の設置）のうえ平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（医学部看護学科の廃止）のうえ平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（医学部看護学科の廃止に伴う改正）のうえ、文部科学大臣の認可の日（平成26年5月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正のうえ、文部科学大臣の認可の日（平成27年2月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（健康科学部看護学科の設置）のうえ、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成28年8月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、一部改正（健康科学部看護学科の

設置に付随する改正) のうえ、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成30年2月28日文科科学大臣認可のこの寄附行為については、一部改正（理事の定数変更）のうえ、平成30年4月1日から施行する。

附 則

平成30年2月28日文科科学大臣認可のこの寄附行為については、一部改正（評議員の定数変更）のうえ、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、一部改正（佐倉看護専門学校の閉校に伴う改正）のうえ、文科科学大臣の認可の日（令和元年7月24日）から施行する。

附 則

令和2年2月18日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、一部改正（私立学校法の一部改正に伴う改正）のうえ、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和6年3月18日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、一部改正（私立学校法の一部改正等に伴う改正）のうえ、令和6年7月1日から施行する。ただし、以下の(1)号から(3)号に示す、理事、監事および評議員の定数および選任に関する規定は、各号の規定に従い施行の際現に在任する理事、監事および評議員の任期満了後から施行する。
 - (1) 第5条第2項第四号から第七号および同条第4項の規定は、改正前寄附行為第5条第2項第四号から第七号の規定で選任された理事の任期満了後となる令和6年9月1日から施行する。
 - (2) 第14条第1項および同条第3項の規定は、改正前寄附行為第14条の規定で選任された監事の任期満了後となる令和6年9月1日から施行する。
 - (3) 第20条第2項第二号から第十三号、同条第3項および第4項の規定は、改正前寄附行為第20条第2項第四号から第十五号の規定で選任された評議員の任期満了後となる令和6年9月1日から施行する。
- 2 改正前寄附行為第20条第2項第三号の規定は令和6年9月1日に削除する。
- 3 第5条第1項、第14条第1項および第20条第2項に規定する理事、監事および評議員の定数は次に掲げるとおりとする。

年月日	令和6年7月1日 時点	令和6年9月1日 時点
理事・ 監事・ 評議員 の定数		
理事	18 乃至 19 人	20 乃至 21 人
監事	2 人	3 人
評議員	53 人	43 人

附 則

- 1 令和7年3月26日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、一部改正（私立学校法の一部改正に伴う改正）のうえ、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員および評議員の定数、資格および構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事または評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員または評議員であって、私立学校法第31条、第46条および第62条の資格および構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 4 前項の役員または評議員の解任は、なお従前の例による。